

秋田市通所型介護予防事業運営要綱

〔平成19年3月30日〕
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年3月30日市長決裁。以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1号イ(イ)に掲げる通所型介護予防事業（以下「通所型事業」という。）の実施に関し、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙。以下「地域支援事業実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、総合事業実施要綱において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 通所型事業の実施主体は、秋田市とする。ただし、利用者（第12条第2項の規定により通所型事業の利用の決定を受けた者をいう。以下同じ。）および利用料の決定に関することを除く当該事業の一部を適切な運営が確保できると認められる事業者等に委託することができるものとする。

(事業の実施施設)

第4条 通所型事業は、当該事業を適切に実施できると認められる施設又は第3条の規定により当該事業の一部の実施を委託された事業者等（以下「実施事業者」という。）が設置運営する事業所等（以下「実施施設」という。）において実施することとする。

(事業内容)

第5条 通所型事業は、次に掲げる介護予防プログラム（以下「介護予防プログラム」という。）により行うものとする。

(1) 運動器の機能向上プログラム

(2) 栄養改善プログラム

(3) 口腔機能の向上プログラム

(4) 前各号に掲げるプログラムを複数組み合わせたプログラム（以下「複合プログラム」という。）

2 前項各号のほか、実施事業者は利用者の状態に合わせて前項に定める介護予防プログラムと、膝痛・腰痛対策プログラム、閉じこもり予防・支援プログラム、認知機能低下予防・支援プログラムおよびうつ予防・支援プログラムを組み合わせ実施することができる。

3 前2項のほか、実施事業者は終了者（第17条第1項第1号に該当する者をいう。以下同じ。）に対し、事業終了後のセルフケアの定着を目的とした指導（以下「フォローアップ指導」という。）を実施することができる。

（期間および回数）

第6条 介護予防プログラムの標準的な期間および回数は、次の各号に掲げる介護予防プログラムの種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 運動器の機能向上プログラム 1コース3か月間（週1回）

(2) 栄養改善プログラム 1コース3か月間（月2回）

(3) 口腔機能の向上プログラム 1コース3か月間（月2回）

(4) 複合プログラム 1コース3か月間（運動器の機能向上プログラム週1回ならびに栄養改善プログラムおよび口腔機能の向上プログラム月2回）

2 前項各号に定める介護予防プログラムの利用は、利用者1人につき1の年度につき1種類1コースとする。ただし、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの結果、通所型事業の利用継続が望ましいと判断された場合であって、市長が必要と認める場合は1の年度につき2コースまで利用することができるものとする。

3 前条第3項に定めるフォローアップ指導の利用は、終了者1人につき第1項各号に定める介護予防プログラムの廃止日の翌日から起算して30日から90日までの間で1回とする。

（利用人数）

第7条 通所型事業の1回当たりの利用人数は、10名程度とする。ただし、市長が当該事業の効果的な実施が期待できると認める場合又は地域の実情等により必要があると認める場合は、この限りでない。

(従事者の資格)

第8条 通所型事業を安全かつ効果的に実施するため、介護予防プログラムを実施する者は、次の各号に掲げる介護予防プログラムの種類に応じ、当該各号に定める者が含まれていなければならない。

(1) 運動器の機能向上プログラム

医師、歯科医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は介護予防の経験のある介護職員等

(2) 栄養改善プログラム

管理栄養士

(3) 口腔機能の向上プログラム

歯科医師、歯科衛生士、口腔衛生指導に関する知識および経験がある看護職員又は介護職員等

(安全管理)

第9条 実施事業者は、通所型事業を安全に実施するために、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備するとともに、次の各号に掲げる事項について定期的に確認を行うものとする。

(1) 利用対象者の要件

(2) 介護予防プログラムを行う際の留意点の遵守

(3) 安全管理マニュアルの内容

(4) 損害賠償への対応

2 運動器の機能向上プログラムの実施に当たっては、実施事業者は、医療機関等との連携を密にする等、有事に際して速やかに対応できる体制を整えておくこととする。

(送迎)

第10条 通所型事業の実施に際しては、利用対象者の心身の状況に応じて、車輛による送迎を行うことができるものとする。

(利用申請)

第11条 通所型事業を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、在宅サービス利用申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出して、利用の申請（以下「申請」という。）を行わなければならない。

2 申請は、地域包括支援センター（地域包括支援センターの委託を受けた居宅介護支援事業所を含む。以下同じ。）を経由して行うことができるものとする。この場合において、地域包括支援センターに申請書が提出されたときは、申請があったものとみなす。

(調査および利用の決定)

第12条 地域包括支援センターは、申請があった場合（前条第2項後段の規定により申請があったものとみなされる場合を含む。）、介護予防ケアマネジメントを行い、申請書(前条第1項の規定により申請書が市長に提出された場合を除く。)その他申請に必要な書類を添付した在宅サービス専用台帳を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の調査の内容を審査し、次に掲げる事項について決定するものとする。

(1) 利用の可否

(2) 第15条に規定する利用料の負担の要否

3 市長は、利用希望者が感染症にかかっていると認められる場合その他通所型事業を利用することが不適當であると認める場合は、総合事業実施要綱の規定にかかわらず、その利用を認めないことができる。

4 市長は、第2項の規定により利用の決定をしたときは、通所型介護予防事業利用決定通知書（様式第1号）により申請をした利用希望者に、通所型介護予防事業実施決定通知書（様式第2号）により地域包括支援センターおよび実施事業者に通知するものとする。

5 市長は、利用希望者が利用対象者に該当しないとき又は第3項の規定により事業の利用を認めないときは、通所型介護予防事業利用審査結果通知書（様式第3号）により当該利用を申請した者に、通所型介護予防事業利用審査結果通知書（様式第4号）により地域包括支援センターおよび実施事業者にその旨を通知するものとする。

6 市長は、第2項の決定を申請があった日（前条第2項後段の規定により申請があったものとみなされる場合にあつては、申請書が地域包括支援センターに提出された日）から2週間以内に行うものとする。

（事業に要する費用の額等）

第13条 通所型事業に要する費用の額は、別表に定める基準単価に利用回数を乗じて得た額とする。

（事業に要する費用の支給）

第14条 市長は、居宅要支援被保険者等および終了者が通所型事業を利用したときは、前条の費用を実施事業者に支払うものとする。ただし、利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者である場合は、当該利用者は利用料を支払うことを要しないものとし、市長が当該利用料に相当する額を実施事業者に支払うものとする。

2 利用者は、介護予防プログラムを行う際に必要な食材料費等の実費相当額を、利用料とは別に実施事業者に支払うものとする。

（利用料の徴収）

第15条 市長は、事業を実施するときは、居宅要支援被保険者等に対して別表で定める利用料を負担させることができる。

（変更の届出）

第16条 利用者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、市長に対し、速やかに届け出なくてはならない。

2 第11条第2項の規定は、前項の届出について準用する。この場合にお

いて、第11条中第2項中「申請は」とあるのは「第16条第1項の届出は」と、同項後段中「申請書が提出された」とあるのは「当該届出があった」と、「申請が」とあるのは「当該届出が」と読み替えるものとする。

3 地域包括支援センターは、第1項の規定による届出があった場合（前項において読み替えて準用する第11条第2項の規定により届出があったものとみなされる場合を含む。）は、その届出の内容について、調査を行い、在宅サービス専用台帳を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の調査の結果、介護予防プログラムの種類、実施施設又は利用料を変更する必要があるときは、当該変更の決定を行い、通所型介護予防事業実施変更通知書（様式第5号）により、利用者、地域包括支援センターおよび実施事業者に通知するものとする。

5 前項の規定による変更は、第1項の規定による届出があった日（第2項において読み替えて準用する第11条第2項後段の規定により当該届出があったとみなされる場合にあつては、地域包括支援センターに当該届出があった日）の属する月の翌月から適用するものとする。

（利用の廃止）

第17条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の通所型事業の利用を廃止するものとする。

(1) 第6条第1項（第6条第2項に該当する場合は、同条第2項。以下同じ）に規定する期間および回数を終了したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 居宅要支援被保険者等に該当しなくなったとき。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者の通所型事業の利用を廃止することができるものとする。

(1) 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにおいて利用が不要と判断されたとき。

(2) 入院、疾病等により通所型事業の利用が困難となったとき。

(3) 秋田市外に転出したとき。

(4) 利用の廃止を申し出たとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が通所型事業の利用を不相当と認

めたとき。

- 3 市長は、前2項の規定により通所型事業の利用を廃止したときは、通所型介護予防事業利用廃止通知書（様式第6号）により、利用者、地域包括支援センターおよび実施事業者に通知するものとする。ただし、第1項各号に該当する者その他通知の必要がないと認められる者については、この限りでない。

（報告）

第18条 実施事業者は、介護予防プログラムおよびフォローアップ指導を実施した月ごとに通所型介護予防事業実績報告書（様式第7号）および通所型介護予防事業実績報告明細書（様式第8号）を提出して市長に対し報告するものとする。

（調査等）

第19条 市長は、必要があると認めるときは、実施事業者に対し、文書その他の物件の提出もしくは提示を求め、もしくは依頼し、又は当該職員に質問もしくは照会させることができるものとする。

- 2 実施事業者は、前項の規定により市長が行う調査又は指導監査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行わなければならない。

（遵守事項）

第20条 実施事業者および秋田市は、次に掲げる事項についてこれを遵守し、通所型事業の適正実施に努めるものとする。

- (1) 実施事業者は、通所型事業の委託によって知り得た利用者およびその世帯に関する秘密を他に漏らしてはならない。実施事業者でなくなった後においても、同様とする。
- (2) 実施事業者は、通所型事業に係る帳票類を適正に管理するとともに、当該事業に係る経理について、他の事業に係る経理と明確に区分して行うものとする。
- (3) 実施事業者は、保健所との協議に基づき、食品衛生管理について十分配慮するものとする。
- (4) 市長は、通所型事業について広報等により周知を図るものとする。

(5) 市長は、通所型事業の利用の決定に係る調書および当該事業に必要な帳簿の整備を適切に行うものとする。

(6) 実施事業者は、通所型事業の実施に当たっては、当該事業に専念するものとし、当該事業とは別に独自で行う収益事業その他一切の活動と同時に当該事業を実施しないものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は決裁日から施行し、この要綱による改正後の秋田市通所型介護予防事業運営要綱の規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は決裁日から施行し、この要綱による改正後の秋田市通所型介護予防事業運営要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年5月31日から施行し、この要綱による改正後の秋田市通所型介護予防事業運営要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市通所型介護予防事業運営要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る同日以後に支払うべき利用料等について適用し、同日前の利用に係る利用料等および同日以後の利用に係る同日前に支払うべき利用料等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されているこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市通所型介護予防事業運営要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る費用等について適用し、同日前の利用に係る費用等については、なお従前の例による。

別表（第13条および第15条関係）

	基準単価 (1回につき)	利用料 (1回につき)
プログラム1種類	4,700円	230円
プログラム2種類	5,300円	260円
プログラム3種類	5,900円	290円
フォローアップ指導 にかかる加算	1,500円	0円